回　　　　　　答

団体名（自由同和会大阪府本部）

|  |
| --- |
| （要望項目）  １　吉村　洋文知事の同和問題をはじめ様々な人権問題の早期解決に向けた決意を明らかにされたい。 |
| （回答）  ○　皆様には、日頃から大阪府政の各般にわたり、格別の御支援・御協力をいただき、厚くお礼申し上げます。  また、貴本部におかれては、同和問題はもとより様々な人権問題の解決に向け、積極的に取り組まれていることに対し、深く敬意を表します。  ○　大阪府においては、「大阪府人権尊重の社会づくり条例」及び「大阪府人権施策推進基本方針」に基づき、府民の人権意識の高揚を図るための施策及び人権擁護に資する施策に取り組むとともに、昭和60年（1985年）に公布・施行した「大阪府部落差別事象に係る調査等の規制等に関する条例」や、平成20（2008）年の大阪府同和問題解決推進審議会提言、平成28（2016)年12月に公布・施行された「部落差別の解消の推進に関する法律」（部落差別解消推進法）の趣旨等を踏まえ、府民の信頼と理解をいただきながら、同和問題の解決に向け、取り組みを進めているところです。  ○　また、国際都市としてふさわしい人権をめぐる環境の整備を図るため、令和元（2019）年10月、「大阪府人権尊重の社会づくり条例」を一部改正するとともに、「大阪府性的指向及び性自認の多様性に関する府民の理解の増進に関する条例」及び「大阪府人種又は民族を理由とする不当な差別的言動の解消の推進に関する条例」を制定しました。  ○　さらに令和３（2021）年度に、新たな人権課題や個別の人権に係る法律や条例の施行を踏まえ、「大阪府人権施策推進基本方針」を変更し、性的指向、性自認の課題を追記するとともに、インターネット上の人権侵害事象への対応の必要性などを明記しました。  ○　令和４（2022）年４月に施行した「大阪府インターネット上の誹謗中傷や差別等の人権侵害のない社会づくり条例」については、「大阪府インターネット上の人権侵害の解消に関する有識者会議」の取りまとめを踏まえ、令和５（2023）年10月に条例の一部改正を行いました。併せて、令和５（2023）年11月にはインターネット上の誹謗中傷やトラブルに関する相談を幅広く受け付ける相談窓口「ネットハーモニー」を開設し、被害者に寄り添った支援を行っています。  ○　昨年４月には、条例改正を踏まえ、インターネット上の不当な差別的言動にかかるプロバイダ事業者への削除要請の拡充や発信者への説示、助言を開始しております。  ○　また、外国人数の増加や国籍の多様化など、府内で暮らす外国人の状況が大きく変化していることを踏まえるとともに、大阪・関西万博及びその後の未来社会を見据え、平成14（2002）年に策定した「大阪府在日外国人施策に関する指針」を令和５（2023）年３月に改正し、全庁をあげて取組みを推進しています。  ○　今後とも、「すべての人の人権が尊重される豊かな社会の実現」をめざして取り組んでまいります。 |
| （回答部局課名）  府民文化部　人権局　人権企画課  　　　　　　　　　　人権擁護課 |

回　　　　　　答

団体名（自由同和会大阪府本部）

|  |
| --- |
| （要望項目）  **２　基本要求**  （１）令和５年度に発生し、大阪府・大阪府教育庁が把握する同和問題に関する差別事象の詳細を明らかにされたい。 |
| （回答）  ○　令和５（2023）年度に大阪府が市町村から報告を受けた等の同和問題に関する差別事象は延べ20件（大阪府教育庁・大阪市・堺市分を除く。）であり、内訳は、インターネットが10件、電話が７件、落書きが２件、その他が１件です。  ○　令和５（2023）年度に生起し、大阪府教育庁が把握した同和問題に関する差別事象は６件（大阪市教育委員会・堺市教育委員会分を除く。）です。その６件とも、公立学校であり、内訳は、中学校が４件、高等学校が２件で、内容は発言が６件です。 |
| （回答部局課名）  府民文化部　人権局　人権擁護課  教育庁　人権教育企画課（傍線部について回答） |

回　　　　　　答

団体名（自由同和会大阪府本部）

|  |
| --- |
| （要望項目）  **２　基本要求**  （２）昨年10月に改正された「大阪府インターネット上の誹謗中傷や差別等の人権侵害のない社会づくり条例」が本年４月に施行されたが、インターネット上の人権侵害の対処についてはどのような対策を講じられるのか詳細を明らかにされたい。 |
| （回答）  ○　大阪府では、令和５（2023）年10月改正、昨年４月施行された「大阪府インターネット上の誹謗中傷や差別等の人権侵害のない社会づくり条例」、及び昨年３月に策定した「インターネット上の不当な差別的言動に係る侵害情報に対する削除の要請等及び説示又は助言の実施に関する指針」に基づき、インターネット上の不当な差別的言動に対するプロバイダへの削除要請や発信者への説示・助言、専門相談窓口における被害者等への支援、教育・啓発活動を実施しています。  ○　専門相談窓口における被害者等への支援については、令和５（2023）年11月より、大阪府インターネット誹謗中傷・トラブル相談窓口「ネットハーモニー」を開設し、インターネット上のトラブルに関する相談を幅広く受け付け、誹謗中傷や差別等の問題に対して必要な助言等を行うとともに、専門家への無料相談などによる支援を行っています。  ○　教育・啓発活動については、ＳＮＳを活用したターゲティング広告や、企業や学校等への出前講座、スポーツ組織と連携した啓発活動などを実施しています。  ○　また、大阪府人権施策推進審議会のご意見も伺いながら、これらの施策についてしっかりと検証を行い、より適切かつ効果的に実施できるよう努めます。  ○　今後とも、改正条例について、リーフレットを行政機関等に配布するほか、府ホームページやＳＮＳでの情報発信などにより、引き続き府民への周知を図ります。 |
| （回答部局課名）  府民文化部　人権局　人権擁護課 |

回　　　　　　答

団体名（自由同和会大阪府本部）

|  |
| --- |
| （要望項目）  **２　基本要求**  （３）人権教育・啓発の推進体制、特に府民に対する令和５年度の人権相談の窓口の状況を明らかにされたい。また、その充実に努められたい。 |
| （回答）  ○　人権教育・啓発の推進には、その推進体制の整備が重要であると考えており、大阪府においては、全庁的な推進組織として「大阪府人権施策推進本部」を設置するとともに、各部局に配置している人権局兼務・併任職員を通じて人権教育・啓発施策の実施状況を人権白書として毎年度取りまとめるなど、緊密な連絡調整を図りながら、人権教育・啓発を総合的・効果的に推進しているところです。  ○　今後とも、各部局等と連携しながら、人権教育・啓発の取り組みを推進してまいります。  ○　人権相談窓口については、総合相談事業交付金を活用して、住民に身近な市町村において住民ニーズに対応した創意工夫を凝らした相談事業が実施されるよう支援しており、平成28（2016）年度から、政令市も交付対象としたところです。  ○　また、人権相談・啓発等事業では、府民向け相談窓口を開設するとともに、市町村の人権相談窓口で対応が困難な相談事案の支援や、市町村の人権相談員等の養成に努めています。  ○　加えて、人権相談に関わる行政機関、公益団体、ＮＰＯ等の協力を得て、人権相談機関ネットワークを構築し、迅速かつ適切な相談対応ができる環境の整備に努めています。  ○　なお、令和５（2023）年度の総合相談事業における市町村（政令市を含む）の相談件数は延べ35,923件で、うち人権相談は6,624件、人権相談・啓発等事業における相談件数は延べ3,907件となっています。  ○　今後とも、市町村等と連携しながら、人権相談機能の充実に努めてまいります。 |
| （回答部局課名）  府民文化部　人権局　人権企画課  　　　　　　　　　　人権擁護課（傍線部について回答） |

回　　　　　　答

団体名（自由同和会大阪府本部）

|  |
| --- |
| （要望項目）  **２　基本要求**  （４）職員及び教職員に対する同和問題・人権研修の実施状況を明らかにされたい。また、その充実に努められたい。 |
| （回答）  ○　人権教育・啓発を効果的に推進する上で、それに関わる人材の養成は非常に重要な課題であると認識しており、特に府職員をはじめとする公務員については、人権尊重の社会づくりに深く関わる立場にあることから、常に人権尊重の意識や態度をもって職務の遂行に臨むことが求められているものと考えています。  ○　職員に対する人権研修については、庁内の階層別センター研修や部局研修の中で、同和問題をはじめとする様々な人権研修を実施しています。この他、階層や部局に関わりなく職員が参加できる性の多様性の理解増進に関する研修に加え、今年度は自治体職員による差別発言事象が発覚したことを受け、府及び市町村職員も対象とする同和問題に関する職員研修も実施しました。さらに、具体的な事例に即して人権問題を学ぶことができるワークショップをプログラムに入れた研修を展開するなど、より体系的・実践的な人権研修が実施できるよう努めているところです。  ○　今後とも、人権教育・啓発に関わる人材養成・職員研修に取り組んでまいります。  ○　教職員に対する人権研修については、大阪府教育センターにおいて、初任者研修をはじめ、同和問題を含む人権に関するさまざまな研修を実施しており、人権問題への理解を深めるとともに、教職員自らが主体的に学習を深められるよう、研修方法・内容の充実を図っております。 |
| （回答部局課名）  府民文化部　人権局　人権企画課  　人権擁護課  教育庁　教育振興室　高等学校課（傍線部について回答） |

回　　　　　　答

団体名（自由同和会大阪府本部）

|  |
| --- |
| （要望項目）  **２　基本要求**  （５）「大阪府人権教育推進計画」の取り組み状況を明らかにされたい。 |
| （回答）  ○　大阪府では、大阪府人権施策推進基本方針に掲げる基本方向の一つである「人権意識の高揚を図るための施策」を総合的に推進するため、平成17（2005）年３月に大阪府人権教育推進計画を策定しました。  ○　その後、平成27（2015）年３月及び令和４（2022）年９月に改定を行い、人権研修の推進や人権教育を担う人材の養成、府民の自主的・主体的な取組を促す参加・体験型学習教材の開発・作成、情報の提供等に取り組んでいるところです。  ○　今後とも本計画に基づき、より効果的な施策の推進に努めてまいります。 |
| （回答部局課名）  府民文化部　人権局　人権企画課 |

回　　　　　　答

団体名（自由同和会大阪府本部）

|  |
| --- |
| （要望項目）  **２　基本要求**  （６）「部落差別の解消の推進に関する法律」第５条①で「国は、部落差別を解消するため、必要な教育及び啓発を行うものとする。」と明記されているが、今後は、同和問題解決のためマイナス面である差別を強調するのではなく、解決の過程にあることを示すプラス面を強調する内容の、大阪府及び大阪府教育庁が行っている同和問題教育・啓発事業や人権教育を学校教育に於いて、低学年から高校まで推進されたい。 |
| （回答）  ○　府立学校については、部落差別解消推進法を踏まえ、差別の解消に向けて、同和教育をはじめとする人権教育の現状と課題について理解を深めるとともに、差別をなくす上での学校の役割、同和問題に関する人権学習の在り方についての認識を深め、人権が尊重された学校づくりについて考えることを目的に「府立学校人権教育研修Ａ」を実施しています。この研修では具体的な実践例や教材の提示を行うことで、各校で行う同和問題解決のための取組みの推進を図っています。  ○　同和問題に関する人権課題については、府域すべての市町村立小中学校等において、年間指導計画に位置付けられており、小学校では高学年で、中学校では２年・３年で取り組んでいる学校が多くなっています。  ○　内容については、小学校低学年で「うわさや偏見等、同和問題の解決につながる学習」、小学校中学年で「仕事に対する誇りや働く人の思い、職業への偏見のおかしさについて学ぶ学習」、小学校高学年で「差別をなくすために取り組んできた人々の生き方に共感的に理解できる学習」、中学校で「統一応募用紙や違反質問等、就職差別の解決につながる学習」等、発達段階に応じたものです。  ○　この中で児童生徒は、自身の将来における自己実現や自らが主体的に参画していくことにより社会がよりよくなっていくことへの展望を感じ取っています。  ○　今後も、教職員が、同和問題を自己の課題としてとらえるため、市町村や学校の研修において、当事者との出会いやフィールドワークを行うよう指導するとともに、充実に努めてまいります。  ○　私立学校においては、各校が建学の精神に基づいて学校教育を行っているところですが、引き続き、校長会や私立学校人権教育研究会などのあらゆる場面をとおして、人権教育が適切に行われるよう私立学校に求めてまいります。  ○　大阪府では、同和問題をはじめ様々な人権問題についての啓発を推進することを目的に、人権白書「ゆまにてなにわ」を毎年度作成し、府内市町村、小中高等学校、福祉施設や企業・団体等に配布するとともに、研修等の資料としても広く活用されています。  ○　学校教育における人権教育については、申請のあった小中学校の児童・生徒や保護者等を対象に、ＳＮＳ等を利用する際の注意点等について分かりやすく講義する出前講座を行うなど、府民のインターネットリテラシーの向上及び人権意識の高揚に向け取り組んでいるところです。 |
| （回答部局課名）  教育庁　教育振興室　高等学校課  　　　　市町村教育室　小中学校課（傍線部について回答）  　　　　私学課（波線部について回答）  府民文化部　人権局　人権企画課（二重傍線部について回答）  　　　　　　　　　　人権擁護課（二重波線部について回答） |

回　　　　　　答

団体名（自由同和会大阪府本部）

|  |
| --- |
| （要望項目）  **２　基本要求**  （７）同和問題解決を阻害するエセ同和行為排除のための取り組みを明らかにされたい。 |
| （回答）  ○　同和問題を口実に不当な要求、不法行為等を行うえせ同和行為は、同和問題に対する誤った意識を植え付ける要因となっており、同和問題解決のためには早急に排除しなければならない重要な問題であると認識しています。  ○　国においては、法務省において、啓発ビデオや冊子の制作、対応の手引の作成等の取り組みがなされているところです。  ○　大阪府としても、大阪法務局が事務局となっている「えせ同和行為対策関係機関連絡会」に参画する等、情報の収集及び迅速な提供に努めているところであり、今後とも、府民の同和問題に対する理解と認識を深め、えせ同和行為を許さないという意識の醸成を図るため、えせ同和行為の排除に努めてまいります。 |
| （回答部局課名）  府民文化部　人権局　人権擁護課 |

回　　　　　　答

団体名（自由同和会大阪府本部）

|  |
| --- |
| （要望項目）  **２　基本要求**  （８）最近では、SNS・インターネット・掲示板等の差別書き込みや悪質な投稿が増加傾向にあり、より精神的に追い詰められる人が増えているので、早急な対応が必要である。匿名の投稿であっても名誉棄損罪や侮辱罪といった犯罪に問われる場合もあるという事を府民や教育の場でも周知し、府民のインターネットリテラシーの向上を図る啓発活動を強化されたい。また削除依頼の場合は、言論の自由に配慮して慎重に行われたい。 |
| （回答）  ○　スマートフォンの普及により、ＳＮＳの利用に伴う人権に関わる問題が多数発生しており、そのようなインターネット上の人権侵害に対処するためには、利用者に対して被害者にも加害者にもならないよう、情報モラルやネットリテラシーについて粘り強く啓発することが重要と考えています。  ○　そのため、大阪府では、若い世代に対する啓発として、これまで関西の大学との共同研究により啓発リーフレットを作成したほか、シンポジウムの開催、啓発動画の作成等を行うとともに、中高年層も含めた幅広い世代へ啓発を行うため、企業や地域における研修での活用を想定した参加体験型学習用教材を作成しました。  ○　また、実際に被害に遭われた方を招いた講演会の開催や児童・生徒や保護者等を対象にＳＮＳ等を利用する際の注意点等について分かりやすく講義する出前講座を行うなど、正しくＳＮＳを利用していただけるよう府民に周知してきたところです。  ○　今年度は、学校への出前講座に加えて、参加体験型学習用教材を活用した企業等への出前講座を行うなど、府民におけるインターネットリテラシーの向上及び人権意識の高揚に向け取り組んでいるところです。  ○　今後とも、あらゆる機会を通じて、更なる啓発に取り組んでまいります。  ○　また、法務局等に削除依頼するにあたっては、表現の自由の制限につながる可能性があるとの認識のもと、「インターネット上の同和地区に関する識別情報の摘示事案の立件及び処理について（依命通知）」（平成30年12月27日付け法務省権調第123号）などを参考に、同和地区の摘示など明らかに差別を助長するような情報に限り削除依頼を行っています。  ○　府立学校においては、児童・生徒が情報モラルを身に付け、コンピュータや情報通信ネットワーク等の情報手段を適切かつ実践的、主体的に活用できるようにするための学習活動を充実する等、情報リテラシーの育成について示しています。  ○　また、平成27 (2015)年３月に「人権教育リーフレット　ネット・スマホの問題と子どもの人権」を作成し、府内小・中・高等・支援学校に配布しましたが、令和４ (2022)年３月に「人権教育リーフレット　情報化社会における子どもの人権」として更新しました。この中では、人権尊重の観点からの子どもたちへのメディアリテラシーの育成の必要性について周知しています。  ○　さらに、府立高校においては、昨年7月より、生徒に配備されているコンピュータ端末のブラウザ「お気に入り」欄に大阪府インターネット誹謗中傷・トラブル相談窓口「ネットハーモニー」のポータルサイトを追加し、生徒が相談できる体制を整えております。  ○　公立小・中学校については、児童・生徒が携帯電話・インターネット上のトラブルに巻き込まれる事案の増加に伴い、平成21（2009）年３月作成の「携帯・ネット上のいじめ等への対処方法プログラム」や平成24（2012）年12月作成の「いじめ対応マニュアル」により、携帯・ネットに係るいじめへの対応等について示し、市町村教育委員会を通じて小・中学校に指導してきております。  ○　また、大阪府警察本部や近畿総合通信局、携帯キャリア等の協力のもと「大阪の子どもを守るサイバーネットワーク」を構築し、ＳＮＳトラブル等の未然防止のための出前授業やトラブルが起きた際の指導方法及びインターネットに関する最新の情報を市町村教育委員会と共有しています。本ネットワークでは、インターネット上で子どもたちが関わる誹謗・中傷が生起し相談があった際には、相談内容に応じて適切に判断しながら、削除依頼の方法やインターネット上のトラブルに関する相談窓口の情報提供等も行っています。  ○　さらに、本ネットワークに参画する企業・団体から協力いただき作成している「携帯・ネット上のいじめ等への対処方法プログラム」では、児童・生徒にとって、端末やスマートフォン等の適切な使い方に関する効果的な学習の手法について示し、平成24（2012）年度以降、毎年、指導案や資料の追加等の見直しを行っているところです。  ○　加えて、スマートフォンの普及に伴い、無料通話アプリやＳＮＳ等を通じて、児童・生徒が違法行為や犯罪行為の加害者・被害者になるなどの事案が発生していることをふまえ、ネット利用の危険性とその対処方法を直接児童・生徒や保護者に周知する必要性から、平成27（2015）年８月に「携帯・ネット上のいじめ等の防止資料」を、令和元（2019）年11月には「みなさんを守るためにＳＮＳの危険性について知ろう」を作成して、教育庁のホームページで掲載し、府民に広く周知を図るとともに、市町村教育委員会を通じて小・中学校にも情報提供しています。  ○　また、平成31（2019）年３月に策定した「学校における携帯電話等の取扱いについてのガイドライン」においても、児童生徒の携帯電話等の使用に伴う危険性や、トラブル等の対処方法等について、学校における児童･生徒への教育とともに、家庭への啓発について示しております。  ○　加えて、ネット上の偏見・差別に対して、子どもたちに自他の人権を守るための実践的な行動力をつけるため、令和４（2022）年３月に、小学校から系統的に学習を進めることができるよう、教材や指導のてびき等を含めた「ネット上の偏見・差別について考える学習活動体系」を作成・配付し、以後随時教材・指導のてびき等を追加作成しているところです。  ○　引き続き、児童・生徒が正しい理解を深めるとともに、保護者への啓発に努めてまいります。 |
| （回答部局課名）  府民文化部　人権局　人権擁護課  教育庁　教育振興室　高等学校課（傍線部について回答）  　　　　市町村教育室　小中学校課（波線部について回答） |

回　　　　　　答

団体名（自由同和会大阪府本部）

|  |
| --- |
| （要望項目）  **２　基本要求**  （９）コロナ禍から脱却したものの、中小零細企業の業績は以前の水準まで回復できず、借り換えや資金調達に柔軟な対応が必要だと思われますが、現状はどの様になっているか、また対策があれば明らかにされたい。 |
| （回答）  ○　大阪府の制度融資については、これまで、新型コロナウイルス感染症の拡大による急激な経済環境悪化の影響を受けている中小企業の資金繰りを支援するため、令和２（2020）年２月以降、「新型コロナウイルス感染症対応緊急資金」や、最大で金利（当初３年）・保証料ともゼロとなる「新型コロナウイルス感染症対応資金（ゼロゼロ融資）」、低利・低保証料率の「新型コロナウイルス感染症等伴走支援型資金」を実施してまいりました。  ○　これらの制度終了後も、新たな資金需要やコロナ関連融資からの借換需要に対応するため、令和６（2024）年７月より「経営力強化資金」を実施するとともに、中小企業の事業再生を支援する「新型コロナウイルス感染症経営改善サポート資金」を実施するなど、引き続き、中小企業の資金繰り支援に努めています。  ○　また、金融機関・信用保証協会に対し、事業者の実情に応じた柔軟な対応が実施されるよう要請を行うとともに、国に対しては、全国知事会等を通じ、必要な資金繰り支援対策を継続して講じるよう要望を行っています。  ○　今後も、中小企業の資金需要等の動向について慎重に見守るとともに、国の経済対策等の動きにも注意を払い、的確に対応してまいります。 |
| （回答部局課名）  商工労働部　中小企業支援室　金融課 |

回　　　　　　答

団体名（自由同和会大阪府本部）

|  |
| --- |
| （要望項目）  **３　課題別要求**  （１）福祉  ①　介護保険の現状と今後の取り組みを明らかにされたい。 |
| （回答）  ○　介護保険法において、国及び地方公共団体は、被保険者が、可能な限り、住み慣れた地域でその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、保険給付に係る保健医療サービス及び福祉サービスに関する施策、要介護状態等となることの予防又は要介護状態等の軽減若しくは悪化の防止のための施策並びに地域における自立した日常生活の支援のための施策を、包括的に推進するよう努めなければならないとされています。  ○　令和４（2022）年度における大阪府の要介護（要支援）認定者数は約56万人、介護給付費は約7,651億円となっており、制度創設時〔平成12（2000）年度〕と比べてそれぞれ約3.5倍、約4.2倍に増加しています。  ○　こうした大阪府の現状や法の趣旨を踏まえ、高齢者が要介護状態になった場合でも住み慣れた地域で自分らしく安心して暮らし続けることができるよう、高齢者の自立支援、介護予防・重度化防止、介護給付適正化等に取り組む府内市町村と緊密な連携を図りながら、大阪府高齢者計画に基づく施策の推進に取り組んでまいります。 |
| （回答部局課名）  福祉部　高齢介護室　介護支援課 |

回　　　　　　答

団体名（自由同和会大阪府本部）

|  |
| --- |
| （要望項目）  **３　課題別要求**  （１）福祉  　②　低所得世帯やひとり親家庭の子どもの貧困が問題になっている中、生活困窮となった家庭への支援状況等はどのようになっているのか進捗状況を報告されたい。  また、「ヤングケアラー」の問題について、早期発見・支援が重要だと思われるが、子どもたちにヤングケアラーであるという自覚がない場合や他人に知られることに拒否感がある場合など日常生徒の変化や状況は、学校に於いて教師が察知できると思われるが相談体制は構築されているのか、支援の状況はどのように対応されているのか、この一年で大阪府が把握された件数、教育と福祉の連携がされているのか並びに取り巻く現状と課題を明らかにされたい。 |
| （回答）  ○　生活困窮者自立支援制度の相談窓口において、様々な相談を受け付け、福祉事務所やハローワークなど関連機関と連携しながら、本人の状況に応じたきめ細かな支援を行うなど、生活再建に向けた寄り添った対応をしております。  ○　府立高校については、ヤングケアラーの実態を早期に把握するとともに、支援につなぐことができるよう、アンケート調査を実施しており、令和５（2023）年度に学校において、スクールソーシャルワーカーやスクールソーシャルワーカースーパーバイザーが支援した延べ件数は2,493件となっており、スクールソーシャルワーカー等が校内ケース会議等での教職員に対する助言や、関係機関との連携によりヤングケアラーを支援しています。  ○　ヤングケアラーに対しては、ケアを要する家族に適切なサービスを提供し、ケアの負担を軽減、解消することが重要であり、そのためには、関係部局との連携が必要不可欠であると認識しています。福祉行政との連携については、福祉部を事務局とした関係部局による庁内横断的な「ヤングケアラー支援関係課長会議」において、府立高校におけるヤングケアラーの実態調査の結果や今後の取組みの方向性について情報共有等を行っています。引き続き、関係部局と密接に連携しながら、相談体制の構築等、充実した支援ができるよう努めてまいります。  ○　小中学校においては、教育と福祉の連携に向けて、政令市・中核市を除く府内全市町村のすべての中学校区にスクールソーシャルワーカーを配置できるよう補助を行い、福祉機関等との連携促進を図っています。  ○　また、府内小学校５・６年生対象の「すくすくウォッチ」におけるヤングケアラーの把握に関わるアンケート結果分析により、ヤングケアラーの可能性のある子どもに対しては、丁寧に話を聞き取る必要が明らかになったことから、公立中学校全校にスクールカウンセラーを配置することに加え、令和３（2021）年度より拡充した小学校へのスクールカウンセラーの活動時間を、令和６（2024）年度からさらに拡充し、政令市を除く市町村の全ての小学校に定期的な配置を行いました。  ○　加えて、ヤングケアラーを含め、家庭支援が必要なケースへの支援に向けて、教育と福祉の連携が充実するよう、スクールソーシャルワーカーの連絡会に、市町村の福祉部局担当者やコミュニティソーシャルワーカーが参加し、協議する機会を設けています。相互の制度や活動内容の理解の促進が必要であることから、それぞれ可能な支援を出し合いながらグループワークを行う等、円滑な連携に向けて顔の見える関係づくりに努めています。  ○　引き続き、各市町村・学校において、ヤングケアラー等支援の必要な児童生徒の早期発見・把握がより進み、適切な支援につなげるため、専門家の効果的な活用等、相談体制が充実するよう支援してまいります。 |
| （回答部局課名）  福祉部　地域福祉推進室　地域福祉課  教育庁　教育振興室　高等学校課（傍線部について回答）  　　　　市町村教育室　小中学校課（波線部について回答） |

回　　　　　　答

団体名（自由同和会大阪府本部）

|  |
| --- |
| （要望項目）  **３　課題別要求**  （１）福祉  ③　悲惨な事件が続いていることから、「児童虐待防止法」と「児童福祉法」が令和元年６月改され、令和２年４月から親の体罰の禁止と「子ども家庭センター」の機能が強化されたが、出頭や立ち入り調査を拒否する場合には、積極的に裁判所より臨検・捜索の許可状をとり、一時保護で児童の尊い命を守るよう取り組まれたい。児童虐待相談対応件数が年々増加しているが、この1年の件数と状況を明らかにされたい。 |
| （回答）  ○　大阪府の子ども家庭センターにおける児童虐待相談対応件数は、令和４（2022）年度16,036件、令和５（2023）年度15,140件と依然高い水準で推移しております。  ○　児童虐待は、子どもの心身の発達に深刻な影響を与え、時には生命の危機に発展する重大な人権侵害であるとの認識のもと、増加し複雑化する児童虐待事例に対応するため、大阪府では、児童福祉司の大幅な増員を行うなど体制の強化を図ってきたところです。  ○　一方、一時保護については、子どもの安全を迅速に確保するとともに、子どもの心身の状況や置かれている環境などを把握するために行いますが、一時保護の要否については、客観的で合理的な判断が求められます。  ○　このため、子ども家庭センターにおいては、児童虐待に関する相談や通告を受けた場合、市町村など関係機関への情報収集を進めるとともに所長・次長をはじめ経験豊富な職員を含む複数職員による「緊急受理会議」を行い、一時保護の要否について組織的に判断しています。  ○　また、保護者が「しつけ」と主張した場合においても、子どもの福祉の視点で対応方針を判断するとともに、立入調査や警察への援助要請など、必要な手段を講じながら速やかに一時保護を実施しています。  ○　また、職員の資質向上のため、職員向けの研修としては、国の義務研修である「児童福祉司任用後研修」の受講に加え、児童福祉司に基本的な知識・技術を獲得するための座学やロールプレイ研修を実施しています。  ○　さらに、日々のＯＪＴを通じ、子ども・家族のアセスメント、方針の決定、保護者への対応等における判断や援助技術を獲得できるよう、実際の事例を一緒に進める中で、ベテラン職員が実例を示し、育成に努めるとともに、ベテラン職員に対してもスーパーバイザー研修など育成者の研修にも努めています。  ○　今後とも、府内における適切な児童虐待対応体制の整備に努めてまいります。 |
| （回答部局課名）  福祉部　子ども家庭局　家庭支援課 |

回　　　　　　答

団体名（自由同和会大阪府本部）

|  |
| --- |
| （要望項目）  **３　課題別要求**  （１）福祉  ④　高齢者が確実に増加する中、一人暮らしや高齢者夫婦の孤立防止のためにも世代間交流のできるコミュニティづくりが必要であると思われる。 独居高齢者が地域のつながりに拒否感を持って孤立しないように、地域に限定されない広域ネットワークにより、多様で選択可能な見守りシステムを構築し対処されたい。  また、介護ヘルパーの不足により、訪問介護事業所の閉鎖という話も聞かれるが、大阪府はどのような対策を考えているか明らかにされたい。 |
| （回答）  ○　高齢者をはじめ、誰もが安心して暮らすことのできる地域社会を形成するため、大阪府では、主に小学校区を単位とした「日常生活圏域」において見守り活動を行う地域住民や民生委員・児童委員をはじめ、中学校区を単位とした「サービス圏域」におけるＣＳＷ、地域包括支援センター等の専門機関、さらに、「市町村圏域」「都道府県圏域」の行政や社会福祉協議会等、４つの圏域において相互連携・協働を図りながら、地域における「見守り・発見・つなぎ」のネットワークの構築に向けた取組みを進めています。  ○　今後も引き続き、地域福祉を取り巻く課題に柔軟かつ機敏に対応することができるよう、市町村における包括的な支援体制の構築を支援し、地域福祉のセーフティネットの充実・強化に取り組んでまいります。  ○　大阪府では、全国平均と比べ、高齢者単身世帯・高齢者夫婦のみの世帯の割合が高く、後期高齢化率もますます高くなっていくことが見込まれます。  ○　このため、市町村においては、高齢者の介護予防の促進や社会的孤立を防止するため、府の交付金を活用した街かどデイハウス事業等に加え、介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業）の中で、地域包括支援センターを中心に高齢者の一般介護予防や社会参加の促進、居場所づくり等に努めているところです。  ○　また、民間の協力事業者との間で「大阪府高齢者にやさしい地域づくり推進協定」を締結し、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、各事業所の業務を通じた行方不明高齢者の早期発見・保護や高齢者の見守りなどの取組も進めているところです。  ○　介護職員の職場定着等に資するための処遇の改善については、国において、これまで数次にわたり、見直しされており、令和６（2024）年度の介護報酬改定においても見直しされています。  ○　介護保険は国の制度であることから、介護職員の処遇の改善について、国に対して要望してまいります。 |
| （回答部局課名）  福祉部　地域福祉推進室　地域福祉課  高齢介護室　介護支援課  　　　　　　　　　　介護事業者課 |

回　　　　　　答

団体名（自由同和会大阪府本部）

|  |
| --- |
| （要望項目）  **３　課題別要求**  （１）福祉  ⑤　平成30年４月に「障害者総合支援法」が改正され、障がい者が自らの望む地域生活を営むことができるよう、「生活」と「就労」に対する支援の一層の充実等が図られてきたが、府内の市町村では、受給サービス日数や時間の上限の有無などで対応に格差が生じている。  大阪府では、各市町村で各人の障がい状況等を踏まえ適切に支給決定されるよう助言等しているとのことだが、直近１年で各市町村にどのような助言等を行ったのか明らかにされたい。また、市町村の対応に格差が生じている件について、大阪府としての考えを明らかにされたい。 |
| （回答）  ○　障がい福祉サービスの支給決定については各市町村において、サービスの利用を希望する申請者から提出されるサービス等利用計画案や個別のサービス利用意向の聴取の結果、市町村審査会の意見等の内容を踏まえ、支給決定を行うこととされています。  ○　大阪府においては、支給決定については、国通知「介護給付費等の支給決定等について」等を踏まえ、市町村指導の機会を通じて助言を行うとともに、一人ひとりの実情に応じ適切に判断のうえ支給決定を行うよう毎年市町村に通知等しております。  ○　今後とも、それぞれの障がい状況等を踏まえ各市町村で適切に支給決定されるよう、引き続き市町村に働きかけてまいります。 |
| （回答部局課名）  福祉部　障がい福祉室　障がい福祉企画課 |

回　　　　　　答

団体名（自由同和会大阪府本部）

|  |
| --- |
| （要望項目）  **３　課題別要求**  （１）福祉  ⑥　大阪府下の各市町村における「子ども・子育て支援新制度」の取り組み状況の中で、幼稚園・保育所・認定こども園の職員の処遇改善」ということに関して大阪府としての考えを明らかにされたい。 |
| （回答）  ○　「子ども・子育て支援新制度」は、幼児期の学校教育や保育、地域の子育て支援の量の拡充や質の向上を進めていくための制度で、平成27（2015）年４月に本格スタートしました。  ○　このうち、質の向上については、職員の配置改善と職員の処遇改善が進められているところです。  ○　処遇改善については、平成27（2015）年度より、国制度における公定価格の処遇改善等加算において、職員の賃金の改善やキャリアパスの構築の取組に応じた人件費（賃金改善要件分）が導入され、賃金改善分として３％（職員一人あたりの平均勤続年数11年以上の時は４％）が加算され、平成29（2017）年度には５％（11年以上６％）に、令和元年度には６％（11年以上７％）に改正されたところです。また、平成29年度より職員の技能・経験の向上に応じた賃金改善（処遇改善等加算Ⅱ）が実施されています。  ○　また、令和４（2022）年２月からは、国において、賃上げ効果が継続される取組みを行うことを前提として、収入を３％程度（月額9,000円）引き上げるための補助が実施され、同年10月以降は公定価格において同様の措置が講じられています。  ○　府としては、保育士等の人材確保・定着に向け、国において処遇改善に必要な財源を安定的に措置するよう、引き続き要望してまいります。  ○　職員配置については、国において、令和６（2024）年度より３歳児及び４・５歳児の配置基準がそれぞれ20対１から15対１、30対１から25対１に改善されています。  ○　１歳児については、令和５（2023）年12月に示された国の「こども未来戦略」において、「2025 年度以降、１歳児について、保育人材の確保等の関連する施策との関係も踏まえつつ、こども・子育て支援加速化プラン期間中の早期に６対１から５対１への改善を進める。」として、当該プランの実施が完了する2028 年度までの早期に改善することが示されていますので、国の動向を注視してまいります。 |
| （回答部局課名）  福祉部　子ども家庭局　子育て支援課  教育庁　私学課 |

回　　　　　　答

団体名（自由同和会大阪府本部）

|  |
| --- |
| （要望項目）  **３　課題別要求**  （２）雇用・産業  ①　同和問題をはじめ様々な課題を有する人々の自立のための能力開発等雇用対策について明らかにされたい。 |
| （回答）  ○　同和問題をはじめ様々な課題を有する人びとの自立を促進し、安定就労を実現していくためには、職業能力の開発・向上は極めて重要であると認識しています。  ○　このため、令和６（2024）年度は、高等職業技術専門校（４校）において、学卒者や離転職者等を対象とした職業訓練（20科目、640名定員）と、在職者を対象としたテクノ講座（131コース、1,528名定員）を実施するとともに、民間教育訓練機関を活用した委託訓練（204コース、5,106名定員）により、職業能力開発の推進に努めているところです。  ○　障がい者に対しては、大阪障害者職業能力開発校（７科目、115名定員）と北大阪高等職業技術専門校（１科目20名定員）、夕陽丘高等職業技術専門校（３科目、40名定員）のほか、社会福祉法人を活用した障がい者特別委託訓練（５施設、133名定員）や民間教育訓練機関等を活用した委託訓練（17コース、188名定員）を実施するとともに、在職者を対象としたテクノ講座（15コース、97名定員）を実施しています。  ○　また、大阪府では、同和問題をはじめ様々な課題を有する就職困難者の自立を図り、自己実現の達成を図るため、市町村における就労支援事業へのバックアップ支援を行っています。  ○　今後とも、国や市町村などと連携して、就職困難者に対する雇用施策の効果的な推進に努めてまいります。 |
| （回答部局課名）  商工労働部　雇用推進室　就業促進課  　　　　　　　　　　　　人材育成課 |

回　　　　　　答

団体名（自由同和会大阪府本部）

|  |
| --- |
| （要望項目）  **３　課題別要求**  （２）雇用・産業  ②　障がい者の雇用に関して、令和５年６月１日時点において大阪府は実雇用率3.24%で、法定雇用率(2.6%)を達成しているが、大阪府教育委員会は実雇用率2.09%で、法定雇用率（2.5%）を満たしていない状況です。実態及び今後の対策について明らかにされたい。 |
| （回答）  ○　大阪府教育委員会においては、「障害者の雇用の促進等に関する法律」の趣旨を踏まえ、これまでも教員等採用選考において、障がいを有する受験者に対し、受験上の様々な配慮を行ってきました。  ○　教員採用選考については、これまでも対象としてきた身体障がい者に加えて、令和元（2019）年度から新たに知的障がい者及び、精神障がい者を対象としました。  ○　公立義務教育諸学校事務職員採用選考においても、教員採用選考と同様に、障がい種別を問わないこととし、年齢要件を30歳以下から59歳以下に緩和するとともに、大阪府内の居住要件を廃止しました。  ○　府立学校実習教員採用選考の障がい種別、年齢要件及び在住要件についても、公立義務教育諸学校事務職員採用選考と同様の取扱いとしました。  ○　また、これらに加えて、令和２（2020）年度から障がい者を対象とした大阪府職員（農芸員）の採用選考を実施してきたところです。  ○　令和６（2024）年度の大阪府教育委員会における障がい者雇用率は、2.11％に留まっており、未達成の状況となっております。  ○　引き続き、教職員を対象とした障がい者対象の選考テストを実施する等、法定雇用率達成に向け、障がい者の方々が適性に応じてその能力を発揮し、教育現場等で活躍していただけるよう、取り組んでまいります。 |
| （回答部局課名）  教育庁　教職員室　教職員人事課 |

回　　　　　　答

団体名（自由同和会大阪府本部）

|  |
| --- |
| （要望項目）  **３　課題別要求**  （２）雇用・産業  　③　物価高騰により年金だけでは生活が苦しい高齢者の就労支援対策について明らかにされたい。 |
| （回答）  ○　大阪府においては、国・市町村との役割分担及び連携に基づき、昨今の雇用就業に対する多様なニーズ等に対応した施策を推進するため、  １）ＯＳＡＫＡしごとフィールドでの就職支援  ２）シルバー人材センター事業の推進  ３）商工会・商工会議所と連携した高年齢者雇用関係セミナーの実施  ４）市町村における就労支援事業に対する支援  を中心として、高齢者の就業促進に取り組んでいるところです。  ○　今後とも、高齢者の就業促進にかかる施策を効果的かつ効率的に推進してまいります。 |
| （回答部局課名）  商工労働部　雇用推進室　就業促進課 |

回　　　　　　答

団体名（自由同和会大阪府本部）

|  |
| --- |
| （要望項目）  **３　課題別要求**  （２）雇用・産業  ④　大阪府では、奨学金を返還しながら働く若者の負担を軽減するとともに、府内中小企業等における人材確保・定着につなげるため、奨学金返還支援制度の導入を支援する事業を実施されているが、今年度は申請数に達したため受付を終了している。奨学金返還支援制度は企業と従業員の両方にメリットがある制度であるため、本制度の導入を支援する本事業については、来年度以降も是非とも継続されたい。 |
| （回答）  ○　奨学金返還支援制度導入促進事業については、国の臨時交付金を活用し、物価高騰の中で、奨学金を返還しながら働く若者の負担を軽減するとともに、中小企業の人材確保・定着につなげるため、緊急かつ集中的に実施したところです。  ○　本事業の継続実施については、制度の運用状況を踏まえるとともに、今後の経済状況や国の経済対策の動向をみて判断してまいります。 |
| （回答部局課名）  商工労働部　雇用推進室　就業促進課 |

回　　　　　　答

団体名（自由同和会大阪府本部）

|  |
| --- |
| （要望項目）  **３　課題別要求**  （３）住環境  　①　旧同和地区の公営・改良住宅の耐震・老朽化による建て替えについて明らかにされたい。また低所得者だけの地域というイメージを払拭するためにもこのような機会を契機に、積極的に払い下げを促進され、民間事業者等の力を活用するなど工夫を行い、公営住宅だけでなく混住化を図るためにも中堅所得者向けの特定公共賃貸住宅やＵＲ賃貸住宅などが混在した、誰もが住みたくなるまちづくりの活性化に取り組んでいただきたい。 |
| （回答）  ○　公営・改良住宅は、昭和40年代(1965～74年)に建設されたものが多く、現在の水準からみると規模や設備が十分でない住宅や、高齢者・障がい者への配慮が十分でない住宅、また耐震性が十分でない住宅が認められ、その対応が必要です。  ○　大阪府としては各市町に対し、住宅ごとに建替えや改善の事業を示す「公営住宅等長寿命化計画」の策定や改定について指導を行っているところです。  ○　また、コミュニティバランスの問題が生じていることから、地域の実情に即して、建替えや改善により居住水準の向上を促進するとともに、建替え余剰地等を活用した多様な住宅供給や施設の導入等を進め、多様な世帯の居住を促進します。 |
| （回答部局課名）  都市整備部　住宅建築局　居住企画課 |

回　　　　　　答

団体名（自由同和会大阪府本部）

|  |
| --- |
| （要望項目）  **３　課題別要求**  （３）住環境  　②　団塊の世代の高齢化等により高齢者と若者が共存できる「定住魅力あるまちづくり」「人権のまちづくり」「ノーマライゼーション」の理念を取り入れられたい。 |
| （回答）  ○　「住まい」は、人々のくらしを支える生活の基盤であり、社会生活や地域におけるあらゆる活動を支える拠点です。令和３（2021）年12月に改定した「住まうビジョン・大阪」では、多様な人々がいきいきとくらし、誰もが住みたいと感じる居住魅力あふれる都市の実現を基本目標としております。  ○　そのため、地域の人権尊重を基調として、高齢者だけでなく子育て世帯など多様な世帯が、住み慣れた地域で安心・快適に住み続けられるよう、周辺地域と一体となったコミュニティの形成を図りながら定住魅力あるまちづくりを進めていく必要があると考えています。  ○　また、良好な住環境とコミュニティの形成を図るためには、まちづくり協議会等の地域住民組織やＮＰＯの参画等により、公と民のパートナーシップによるまちづくりを促進することも重要です。  ○　今後とも、大阪府では、各市町が公営・改良住宅の建替えや改善に際しては、住まいのバリアフリー化を推進するとともに、入居者募集においては、若年世代の入居機会を創出するなど、コミュニティにも配慮しつつ取組が進むよう、市町に対し助言していきます。 |
| （回答部局課名）  都市整備部　住宅建築局　居住企画課 |

回　　　　　　答

団体名（自由同和会大阪府本部）

|  |
| --- |
| （要望項目）  **３　課題別要求**  （４）女性  　①　「大阪府男女共同参画プラン」の昨年の進捗状況を明らかにされたい。 |
| （回答）  ○　大阪府では、男女共同参画社会の実現をめざすための指針として、府民や事業者と共に、男女共同参画を推進していくことを基本姿勢とした「大阪府男女共同参画推進条例」を制定するとともに、令和３（2021）年３月に、本条例に基づき「おおさか男女共同参画プラン(2021-2025)」を策定しました。  ○　毎年度、大阪府男女共同参画条例第10条に基づき、「大阪府の男女共同参画の現状と施策」（年次報告）として、「おおさか男女共同参画プラン」の推進状況等を公表しています。  ○　なお、現行のプランの計画期間は令和７（2025）年度までとなっていることから、令和６（2024）年１月に大阪府男女共同参画審議会に対して、次期プラン策定について諮問し、ご審議いただいているところです。  ○　今後とも、本条例及び男女共同参画プランに基づき、誰もがいきいきと活躍できる男女共同参画社会の実現に向けて取り組んでまいります。 |
| （回答部局課名）  府民文化部　男女参画・府民協働課 |

回　　　　　　答

団体名（自由同和会大阪府本部）

|  |
| --- |
| （要望項目）  **３　課題別要求**  （４）女性  ②　「男女雇用機会均等法」により、セクシャルハラスメントは防止の措置を講じることになっているがマタニティハラスメントも平成29年1月から防止の措置を講じなければならなくなり相談窓口の設置が義務化された。  大阪府労働相談センターにおけるマタニティハラスメントに関する令和５年度の相談件数について明らかにされたい。 |
| （回答）  ○　大阪府労働相談センターで行っている労働相談のうち、マタニティハラスメントだけに限りませんが、令和５（2023）年度の「育児・介護休業」に関する相談件数は176件で、「男女均等待遇」に関する相談件数は44件です。  ○　大阪府では、「男女雇用機会均等法」に基づき、国（大阪労働局雇用環境・均等部）と連携して、法の趣旨の週知を図るため、セクシュアルハラスメント、マタニティハラスメントを含む職場のハラスメントの防止・対応についてまとめた「職場のハラスメント防止・対応ハンドブック」をはじめ、各種啓発冊子の配布やホームページへの掲載を行い、事業主等への周知・啓発に努めています。 |
| （回答部局課名）  商工労働部　雇用推進室　労働環境課 |

回　　　　　　答

団体名（自由同和会大阪府本部）

|  |
| --- |
| （要望項目）  **３　課題別要求**  （４）女性  ③　令和３年６月15日より改正ストーカー規制法が一部施行されたが、大阪府が把握されている昨年度の「女性相談センター」の相談件数・相談に対しての対応を明らかにされたい。 |
| （回答）  ○　大阪府では、女性相談センターなど大阪府内７箇所の機関をＤＶ防止法に基づく配偶者暴力相談支援センターに位置づけ、被害者からの相談等に対応しているところです。大阪府内７箇所の配偶者暴力相談支援センターのＤＶ相談対応件数は、令和４（2022）年度の4,182件、令和５（2023）年度4,169件となっています。市町村におけるＤＶ相談対応件数は、令和４（2022）年度16,697件、令和５（2023）年度17,946件となっており、どちらも依然として高水準で推移しています。  ○　令和２（2020）年度から内閣府が「ＤＶ相談＋（プラス）」でメールやチャットでの相談を行っており、相談窓口の紹介や緊急時の女性相談センターへの連絡など相談窓口の強化が図られています。  ○　また、大阪府女性相談センターでは、ストーカー規制法への対応も含め、ＤＶ相談以外にも広く女性からの電話相談や来所相談に対応しており、令和５（2023）年度の女性相談対応件数は11,822件（ＤＶ相談含む）となっています。  ○　今後も引き続き、市町村・警察等の関係機関と連携し、被害者の保護・支援に努めてまいります。 |
| （回答部局課名）  福祉部　子ども家庭局　家庭支援課 |

回　　　　　　答

団体名（自由同和会大阪府本部）

|  |
| --- |
| （要望項目）  **３　課題別要求**  （５）人権・文化・啓発  　①　大阪府は、令和2年1月22日より「大阪府パートナーシップ宣誓証明制度」を施行されましたが、各市町村との連携を明らかにされたい。 |
| （回答）  ○　大阪府では、性の多様性が尊重され、全ての人が自分らしく生きることができる社会の実現をめざし、性的指向及び性自認の多様性に関する府民の理解増進に向けた取組を進めています。  ○　こうした取組の一環として、性的マイノリティ当事者の方が、お互いを人生のパートナーとすることを宣誓された事実を公に証明する「大阪府パートナーシップ宣誓証明制度」を令和２（2020）年１月から実施しています。  ○　また、令和４（2022）年９月から連携を希望する府内自治体と、令和６（2024）年４月からは府域を超え２府県42市町の計44自治体と、同年11月からは19府県150市町の計169自治体へと連携自治体の範囲を拡大し、宣誓者が連携自治体間で転居する場合に必要となる手続きの簡素化を図っています。  ○　引き続き、性的マイノリティの人権問題に対する理解の増進を図るとともに、当事者が抱える課題の解決に向けて取り組んでまいります。 |
| （回答部局課名）  府民文化部　人権局　人権企画課 |

回　　　　　　答

団体名（自由同和会大阪府本部）

|  |
| --- |
| （要望項目）  **３　課題別要求**  （５）人権・文化・啓発  　②　「ヘイトスピーチ解消法」が成立したが、「大阪府人権相談窓口」ならびに、「ネットハーモニー」の相談状況・救済方法を明らかにされたい。 |
| （回答）  ○　ヘイトスピーチにより被害に遭われた方への対応については、大阪府人権相談窓口において、人権に関わる相談を受け付け、必要な情報提供や適切な専門機関を紹介しているほか、インターネット上におけるヘイトスピーチについては、インターネット上の誹謗中傷やトラブルに関する相談窓口「ネットハーモニー」において相談を受け付けるとともに大阪府へ情報提供を行い、大阪府において必要に応じてプロバイダへの削除要請や、発信者への説示・助言を行っています。  ○　なお、令和５（2023）年度のヘイトスピーチに係る相談件数については、大阪府人権相談窓口は１件で、ネットハーモニーは０件でした。  ○　また、令和６（2024）年12月末現在、ヘイトスピーチに係るプロバイダへの削除要請件数は23件で、発信者への説示・助言は０件です。  ○　今後とも、人種又は民族を理由とする不当な差別的言動の解消の必要性に対する府民の関心や理解が深まるよう、ヘイトスピーチの解消の推進に関する施策に取り組んでまいります。 |
| （回答部局課名）  府民文化部　人権局　人権擁護課 |

回　　　　　　答

団体名（自由同和会大阪府本部）

|  |
| --- |
| （要望項目）  **３　課題別要求**  （６）教育  　 ①　「道徳教育」において「差別をしない・いじめは悪いこと」などの教育が必要であると考える。学校教育の中で「特別の教科」としての「道徳」が位置付けられたことは、人権尊重ということを理解する機会づくりであると考える。  小学校での「道徳」授業が行われているが、低学年からの「同和問題」についての授業はなされているのか各市町村の実情を報告されたい。子どもたちの道徳心が培われいじめが悪いことと自覚するよう努力されたい。 |
| （回答）  ○　大阪府教育庁では、令和５（2023）年３月策定の第２次大阪府教育振興基本計画の重点取組である「豊かな心のはぐくみ」として道徳教育を推進しています。  ○　学習指導要領では、「特別の教科　道徳」について、いじめ問題への対応の充実や発達の段階をより一層踏まえた体系的なものとし、授業において、自ら道徳性を養う中で、自らを振り返って成長を実感したり、課題や目標を見つけたりできるよう工夫すること、また、道徳性を養うことの意義について児童生徒が自ら考え、理解し、主体的に学習に取り組めるようにすることと示されています。  ○　そのため、大阪府教育庁では、府内小中学校の道徳担当の教員や市町村教育委員会の道徳教育担当指導主事対象の研修会を実施しています。また、授業改善を支援するため、平成30（2018）年２月に、「『特別の教科　道徳』実践事例集」を府内小中学校に配付しました。令和２（2020）年７月には、コロナ禍で生じている差別やいじめ等の問題について、道徳科でも活用できる独自教材・指導案を作成し、ホームページ上に掲載するとともに、各市町村教育委員会に配付しました。これからも、いじめ問題への対応等、道徳教育の充実に向け、研修会等を通じて、学校、市町村の支援に努めてまいります。  ○　また、同和問題に関する人権課題については、府域すべての市町村立小中学校等において、年間指導計画に位置付けられており、小学校では高学年で、中学校では２年・３年で取り組んでいる学校が多くなっています。。 |
| （回答部局課名）  教育庁　市町村教育室　小中学校課 |

回　　　　　　答

団体名（自由同和会大阪府本部）

|  |
| --- |
| （要望項目）  **３　課題別要求**  （６）教育  　②　府立学校等での同和問題教育・人権学習の実施状況を明らかにされたい。 |
| （回答）  ○　府立高校における人権学習の実施状況については、毎年、「人権教育実施状況調査」を実施するとともに、校長ヒアリングを通じて把握に努めています。大阪府立高校（全日制・定時制）においては、令和５（2023）年度人権教育の実施回数は延べ1109回実施であり、テーマごとでは、子どもの人権186回、同和問題271回、ジェンダー平等150回、セクシュアル・ハラスメント82回、障がい者問題171回、在日韓国・朝鮮人問題117回、その他の在日外国人問題153回、いじめ355回、性的マイノリティ121回、ヤングケアラー64回、人間関係作りと総合的内容及びその他を合わせて986回となっております。  ○　同和教育については、「人権教育推進計画」のなかに必ず位置付けるように学校へ指示しています。「人権教育実施状況調査」の結果では、担任による講義のほか、外部講師を招聘しての講演を行うなどの取組みを行っており、「学校独自の教材を作成している」と回答した高校が55校ありました。  ○　あわせて、卒業年次に行う「学校生活と人権に関するアンケート」において、学習した人権教育のうち印象に残ったものをあげる質問（31テーマから３つまであげる）では、令和５（2023）年度、同和教育が最も高く、回答した生徒の４人に１人が選んでいます。  ○　人権教育の研究については平成20(2008）年度より、大阪府教育庁及び大阪府教育センターが主体となって、研究団体及びモデル的な取組み事例を持つ学校から選出された共同研究員とともに研究に取り組んでいます。研究成果については、モデル的な取組み事例や教材資料等を全大阪府立学校対象の人権事例研修等において提示するほか、「人権学習のための資料集ＤＶＤ」として全府立学校に配付し、周知することによって各校における活用を促進しています。今後とも、この共同研究をより効果的、効率的に進め、大阪府立学校における人権教育の充実に資するよう努めたいと考えております。  ○　市町村立の学校については、各市町村教育委員会に対して、同和問題及び様々な人権問題の解決に向け、課題別担当者の明確化を図り校内推進体制を確立する等、人権教育を計画的・総合的に推進するよう働きかけているところです。  ○　また、人権教育の推進に係るヒアリングを行い実施状況の把握に努めています。 |
| （回答部局課名）  教育庁　教育振興室　高等学校課  　　　　市町村教育室　小中学校課（傍線部について回答） |

回　　　　　　答

団体名（自由同和会大阪府本部）

|  |
| --- |
| （要望項目）  **３　課題別要求**  （６）教育  ③　各種大学及び専門課程専門学校における人権教育・同和教育の実施状況について明らかにされたい。 |
| （回答）  ○　教職課程を有する大学における人権教育関係講座の設置及び必修化については、大阪府教育庁として、従来から大阪府、大阪府市長会、大阪府町村長会が共同で行う三者要望などの機会を通じ、国に対して働きかけてきたところです。  ○　また、大阪府内の関係大学に対しては、文書等で講座の開講等を要請してきた結果、平成６（1994）年度から大阪府内の教職課程を有する全大学等で人権教育関係講座が開講されており、大阪府内で教職課程認定を受けている全68大学等（大学、短期大学、文部科学大臣が指定する教員養成機関である専門学校）で開講がなされています。  ○　今後とも、人権教育推進の立場から、国に対し、引き続き働きかけてまいりたいと考えております。  ○　専修学校や各種学校における、同和問題をはじめとする人権問題に関する生徒の学習状況や教職員に対する研修の実施状況は、（一社）大阪府専修学校各種学校連合会人権教育推進協議会において集約されているところです。  ○　大阪府としては、実施状況把握の手法などについて、同協議会と協議を進め、各学校における人権教育に関する生徒の学習状況や教職員に対する研修実態を的確に把握できるよう努めているところです。 |
| （回答部局課名）  教育庁　教職員室　教職員企画課  　　　　私学課（傍線部について回答） |

回　　　　　　答

団体名（自由同和会大阪府本部）

|  |
| --- |
| （要望項目）  **３　課題別要求**  （６）教育  ④　昨年度の文部科学省の調査によると、コロナ禍の影響などにより、大阪府下の小学校・中学校・高校の不登校児童・生徒の人数が増加しているとのことですが、その要因(いじめ・家庭の事情など)及び、大阪府教育庁として学校や各市町村教委に対しどの様な指導を行っているのか明らかにされたい。  また、不登校生徒の居場所づくりなどは、どのように対応されているのか、明らかにされたい。 |
| （回答）  ○　令和５（2023）年度の国の調査結果によりますと、不登校児童生徒数は全国において11年連続で増加しており、大阪府においても増加傾向にあります。不登校の要因については、複合的に絡み合っており、特定が難しいケースも増えています。  ○　不登校児童生徒への対応として、教育相談体制の充実を図るため、令和３（2021）年度から拡充していた小学校へのスクールカウンセラーの活動時間を、令和６（2024）年度からさらに拡充し、政令市を除く市町村の全ての小学校に定期的な配置を行いました。  ○　また、令和５（2023）年度に引き続き、「校内教育支援ルーム」を設置する府内小中学校108校に支援人材を配置し、学習支援や相談支援を進めています。「校内教育支援ルーム」を支援の核とし、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等専門家との連携、ICT機器を活用するなど、個々の児童生徒の状況に応じた多様な支援を進めているところです。  ○　加えて、市町村の教育支援センター18市に研究所加配教員を配置するとともに、府域すべての市町村の教育支援センターを対象に「不登校対策ワーキング会議」を実施し、ICT活用や民間施設等との連携等、子どもの多様な学びの場の確保に向けた取組みの推進を行っています。  ○　令和５（2023）年度の大阪府内の高校（国公私立高等学校）の不登校生徒数は7,618人となり、全国最多という大変厳しい状況です。府立高校においては、入学後の早期の段階から、前籍校や家庭との連携を密にし、入学時に作成した「高校生活支援カード」を日常的に活用するとともに、スクールカウンセラー等の専門人材と教職員による「チーム学校」で生徒をアセスメントし、生徒の状況に応じた適切な支援につなげるよう取組んでいます。また、全ての府立高校においてスクールカウンセラーを配置するとともに、今年度は不登校生徒の在籍率の高い府立高校に対して、スクールカウンセラーの配置回数を大幅に拡充したところです。  ○　加えて、不登校をはじめ、様々な事情から教室に入ることが困難な生徒等を対象として、校内にカフェや相談室等の機能を持った、いわゆる「居場所」を府立高校15校において設置しています。「居場所」については、若者に対する進路支援・福祉的支援の実績やノウハウ等を持ったＮＰＯ等に運営を委託しており、中退率の減少といった成果が上がっているところです。  ○　今年度は子ども家庭庁の事業を活用し、新たに２校の府立高校に居場所を設置するとともに、すでに居場所を設置している学校においても、開設日を増やすなど、内容の拡充を図ったところです。  ○　私立学校における不登校児童生徒数については、毎年度行われている「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」により要因等については把握しています。  ○　私立学校に対しては、不登校児童・生徒への対応に関する国や大阪府の通知等を周知するとともに、居場所づくりに関する情報などを校長会等において情報提供しています。 |
| （回答部局課名）  教育庁　市町村教育室　小中学校課  　　　　教育振興室　高等学校課（傍線部について回答）  私学課（波線部について回答） |

回　　　　　　答

団体名（自由同和会大阪府本部）

|  |
| --- |
| （要望項目）  **３　課題別要求**  （６）教育  　⑤　日本学生支援機構の奨学金制度は、貧困の連鎖を断ち切るための制度であるが滞納者が増加していることから、第二種奨学金の「所得連動返還型」の導入をはじめ、奨学金制度の成績条項を撤廃し無利子枠を増やすとともに「給付型奨学金」の拡充を要望する。  　　　令和６年度秋から実施される卒業後の収入に応じて返済する「出世払い型奨学金制度」が導入される。現在奨学金制度を利用している全学生を対象にされたい。  　　大阪府におかれても、若者が経済的事情により将来を諦めることなく自己実現のためにも、奨学金制度の一層の充実について、国に働きかけられたい。 |
| （回答）  ○　奨学金等制度の活用については、生徒・保護者向けリーフレットや奨学金担当教職員向けの奨学金教育教材の作成、説明会の開催や電話相談、個別相談の実施、また、つなぎ融資への誘導を行うことにより、その周知・啓発等に努めています。  ○　生徒が、経済的な理由により、大学等への進学をあきらめることがないよう、これまでから文部科学省及び日本学生支援機構に対し、日本学生支援機構奨学金制度の充実、改善について要望し続けてきた結果、令和６年度より外国籍で在留資格が「家族滞在」の生徒についても、一定の条件を満たした場合は奨学金を申込めるようになりました。  ○　また、文部科学省は、令和６年度秋以降に国内の大学院修士課程（博士前期課程の課程を含む）や専門職学位課程に入学した方の中で一定の条件を満たす方を対象に、「授業料後払い制度」を実施しています。  ○　今後とも、独立行政法人日本学生支援機構に対し、日本学生支援機構奨学金無利子貸与制度の貸与枠の拡大及び給付型奨学金の拡大等について、強く要望してまいります。 |
| （回答部局課名）  教育庁　教育振興室　高等学校課 |

回　　　　　　答

団体名（自由同和会大阪府本部）

|  |
| --- |
| （要望項目）  **３　課題別要求**  （６）教育  ⑥　学校における性的マイノリティについて、平成28年４月に「性同一性障害や性的指向・性自認に係る、児童生徒に対するきめ細やかな対応等の実施について」（教職員向け）の通知がされているが、その趣旨を踏まえ、支援体制や相談体制が確立されるよう学校や市町村教育委員会へ働きかけられたい。  また、改訂された学校教員用の手引書「生徒指導提要」に記載するLGBTなど性的少数者の児童生徒への対応についても注意を払われたい。 |
| （回答）  ○　性的マイノリティの子どもたちについては、学校生活を送る上で特有の支援が必要な場合があることから、個別の事案に応じ、児童生徒の心情等に配慮した対応を行うことが重要であると認識しております。  ○　国からの通知や資料をふまえ、まずは教職員が児童生徒の不安や悩みをしっかりと受け止める必要があることから、日ごろから児童生徒が相談しやすい環境を整えるとともに、校内サポートチームを組織して対応すること、医療機関、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等とのケース会議を開催する等、校内外で支援体制や相談体制の充実を図るよう、今後も市町村教育委員会を通じて学校に働きかけます。  ○　また、令和元（2019）年10月に施行された「大阪府性的指向及び性自認の多様性に関する府民の理解の増進に関する条例」の趣旨に沿って、まずは教職員が性的指向及び性自認の多様性に関する理解を一層深め、児童生徒に対して、正しく理解するよう、研修等の機会を通じて、指導助言してまいります。  ○　加えて、「生徒指導提要」に記載された性的マイノリティに関する対応についても、理解を深めるとともに、必要な支援が各学校で適切に為されるよう、連絡会や研修等の機会を活用しながら、指導助言を行ってまいります。  ○　府立高校としても、性的マイノリティの子どもたちについては、学校生活を送る上で特有の支援が必要な場合があることから、個別の事案に応じ、児童・生徒の心情等に配慮した対応が重要であり、教職員が児童・生徒の不安や悩みをしっかり受け止め、児童・生徒の立場から教育相談を行うことが必要と認識しています。  ○　また、管理職を対象とした人権教育課題に関わる説明会の中でも、性的マイノリティに関わる研修に活用できる資料を周知しています。  ○　令和元（2019）年10月に施行された「大阪府性的指向及び性自認の多様性に関する府民の理解の増進に関する条例」の趣旨に沿って、まずは教職員が性的指向及び性自認の多様性に関する理解を一層深めるとともに、児童生徒に適切に指導できるよう、研修等の機会を通じて、指導助言してまいります。  ○　私立学校に対しては、国や大阪府の通知等を周知するとともに、校長会等においても、性的マイノリティに対する適切な対応等の実施について、引き続き働きかけてまいります。 |
| （回答部局課名）  教育庁　市町村教育室　小中学校課  　　　　教育振興室　高等学校課（傍線部について回答）  私学課（波線部について回答） |